

香川県広域水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例の施行に伴う香川県広域水道企業団水道事業給水条例施行規程の規定の整備及び経過措置に関する規程をここに公布する。

令和2年2月4日

香川県広域水道企業団企業長 浜 田 恵 造

香川県広域水道企業団企業管理規程第1号

香川県広域水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例の施行に伴う香川県広域水道企業団水道事業給水条例施行規程の規定の整備及び経過措置に関する規程

(香川県広域水道企業団水道事業給水条例施行規程の一部改正)

第1条 香川県広域水道企業団水道事業給水条例施行規程(平成30年香川県広域水道企業団企業管理規程第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給水装置の新設等の申込み)</p> <p>第16条 条例第4条に規定する給水装置の新設、改造、修繕又は撤去の申込みは、<u>企業長が別に定める様式による申請書</u>(以下「申請書」という。)の提出をもって行う。</p> <p>(メーターの端数計算)</p> <p>第26条 計量に際し、メーターの指示量に1立方メートル未満の端数があるときは、翌月分に繰り越して計算する。<u>ただし、メーターを設置する場合又は水道の使用をやめるとき、メーターを取り外すときその他の翌月分に繰り越し難い事情がある場合は、これを1立方メートルに切り上げる。</u></p> <p><u>(手数料等の徴収の時期)</u></p> <p>第28条 条例第33条第1項及び第34条第1項の規定による徴収の時期は、<u>次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時期とする。ただし、第3号の加入金にあつては、企業長が特別の理由があると認めるときは、徴収の時期を延期することができる。</u></p> <p>(1) <u>指定給水装置工事事業者の指定又は指定更新手数料</u> <u>指定又は指定更新の申請の際</u></p> <p>(2) <u>設計審査及び工事検査手数料</u> <u>条例第4条の承認の際</u></p> <p>(3) <u>加入金</u> <u>条例第4条の承認の際</u></p>	<p>(給水装置の新設等の申込み)</p> <p>第16条 条例第4条に規定する給水装置の新設、改造、修繕又は撤去の申込みは、<u>給水装置工事施行申請書(様式第1号)</u>(以下「申請書」という。)の提出をもって行う。</p> <p>(メーターの端数計算)</p> <p>第26条 計量に際し、メーターの指示量に1立方メートル未満の端数があるときは、翌月分に繰り越して計算する。</p> <p><u>(料金の算定)</u></p> <p>第28条 条例第30条第1項の規定により各月均等とした場合の端数は、<u>計量日の属する月分に加算して算定する。</u></p>

第32条を次のように改める。
(特別な場合における料金の算定)

第32条 条例第30条第1項の規定により計量を行う日（以下この項において「計量定例日」という。）の翌日から次の計量定例日までの間（以下この項及び次条において「計量期間」という。）（同日を除く。）に水道の使用を開始し、若しくはやめたとき、又は条例第38条の規定により給水を停止されたときの当該計量期間に係る料金についての条例別表1から別表17まで（会場用の用途に係る部分を除く。以下この項において「料金表」という。）の規定の適用については、次のとおりとする。

	料金表	使用したものとみなす期間	料金表のうち基本料金に係る部分 （メーター使用料を定めるものにあつては、メーター使用料に係る部分を含む。以下この表において同じ。）の規定		特則
			使用水量	金額	
1 計量期間における使用日数が15日以内である場合	水量区分のある料金表	1月間	2分の1を乗じて得た使用水量 （以下この項において「2分の1水量」という。）	2分の1を乗じて得た額	使用した水量が2分の1水量の上限のうち最大のものを超えるとき、又は算定する額が2の項の規定により算定する額より多いときは、料金表のうちメーター使用料に係る部分を除き、2の項に定めるとおりとする。
	水量区分のない料金表	1月間		2分の1を乗じて得た額	
2 計量期間における使用日数が16日以上1月以下である場合	全ての料金表	1月間			
3 計量期間における使用日数が1月を超え45日以内である場合	水量区分のある料金表	1月間	2分の3を乗じて得た使用水量 （以下この項において「2分の3水量」という。）	2分の3を乗じて得た額	(1) 使用した水量が2分の3水量の上限のうち最大のもの以下であるときは、超過料金は、算定しない。 (2) 前号の規定にかかわらず、使用した水量が2分の3水量の上限のうち最大のものを超えるとき、又は算定する額が4の項の規定により算定する額より多いときは、料金表のうちメーター使用料に係る部分を除き、4の項に定めるとおりとする。
	水量区分のない料金表	基本料金に係る部分にあつては1月間、 超過料金に係る部分にあつては2月間		2分の3を乗じて得た額	
4 計量期間における	全ての料金	2月間			

使用日数が46日以上 である場合	表				
備考					
1 この表において「水量区分」とは、料金表のうち基本料金に係る部分に規定する使用水量の区分をいう。					
2 2分の1又は2分の3を乗じて得た使用水量又は額については、1未満の端数があるときは、これを切り捨てる。					
3 旧高松市水道事業の給水区域、旧丸亀市水道事業の給水区域、旧坂出市水道事業の給水区域、旧善通寺市水道事業の給水区域、旧観音寺市水道事業の給水区域、旧さぬき市水道事業の給水区域及び旧宇多津町水道事業の給水区域においては、「超過料金」とあるのは、「従量料金」とする。					

- 2 計量を行う日の翌日から次の計量を行う日までの間（同日を除く。）に水道の使用を開始し、若しくはやめたとき、又は条例第38条の規定により給水を停止されたときの当該期間に係る料金についての条例別表13のうち会場用の用途に係る部分の規定の適用については、前項の規定（同項の表3の項及び4の項に係る部分を除く。）を準用する。この場合において、同表中「15日」とあるのは「6月」と、「1月」とあるのは「1年」と、「16日以上」とあるのは「6月を超え」と読み替えるものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、特別の事情があると認められる場合の料金の算定については、別に定めることができる。
- 第32条の次に次の1条を加える。
- 第32条の2 計量期間（末日を除く。）に、用途又はメーターの口径に変更があった場合は、当該計量期間は、使用する日数が最も多いもの（日数が同じである場合にあつては、当該計量期間における最後のもの）により使用したものとみなす。
- 2 条例第38条の規定により給水の停止をする場合における当該停止の期間については、当該停止をされた者は、水道を使用しているものとみなす。ただし、企業長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>(処分、<u>申込み</u>等に関する経過措置)</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>4 この規程の施行日前に香川県、高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市、土庄町、小豆島町、三木町、宇多津町、綾川町、琴平町、多度津町又はまんのう町において使用されていた申請書に相当する様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。</p>	<p>附 則</p> <p>(処分、<u>申し込み</u>等に関する経過措置)</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>4 この規程の施行日前に香川県、高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市、土庄町、小豆島町、三木町、宇多津町、綾川町、琴平町、多度津町又はまんのう町において使用されていた<u>様式第1号</u>に相当する様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。</p>

(料金の算定に関する経過措置)

第2条 香川県広域水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例（令和元年香川県広域水道企業団条例第2号）の施行の日以後最初の水道の使用に係る料金の支払を受ける権利が確定される日（以下「切替後初回確定日」という。）に係る水道の使用に係る料金の算定については、切替後初回確定日の前日の2月前の日を前条の規定による改正後の香川県広域水道企業団水道事業給水条例施行規程第32条第1項に規定する計量定例日と、切替後初回確定日を同項に規定する次の計量定例日と、切替後初回確定日の直前の水道の使用に係る料金の支払を受ける権利が確定される日を水道の使用を開始した日とそれぞれみなして、同条の規定を適用する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。